



## 環境保全型農業の一層の推進

- 琵琶湖等の環境保全や脱炭素社会の実現のため、オーガニック農業をはじめとする環境保全型農業の推進は重要。よって、エシカル消費拡大に向けた取組強化、直接支払交付金の予算枠拡大を図りたい。

【提案・要望先】農林水産省、財務省

### 1. 提案・要望内容

#### (1) 環境に配慮した農産物の優先消費（エシカル消費）拡大の取組強化

- エシカル消費（オーガニック（有機）農産物など、地球温暖化防止をはじめとする環境に配慮した農産物の優先消費）の拡大に対する国民的気運の醸成のため、消費者の理解促進・認知度向上のための全国的なプロモーション（広報、啓発等）の実施

#### (2) 環境保全型農業直接支払交付金制度の安定化

- 脱炭素社会の実現に資する、環境保全型農業直接支払交付金の予算枠の拡大および地域特認取組の過去実績に基づく必要額の配分
- 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業の必要な予算の確保

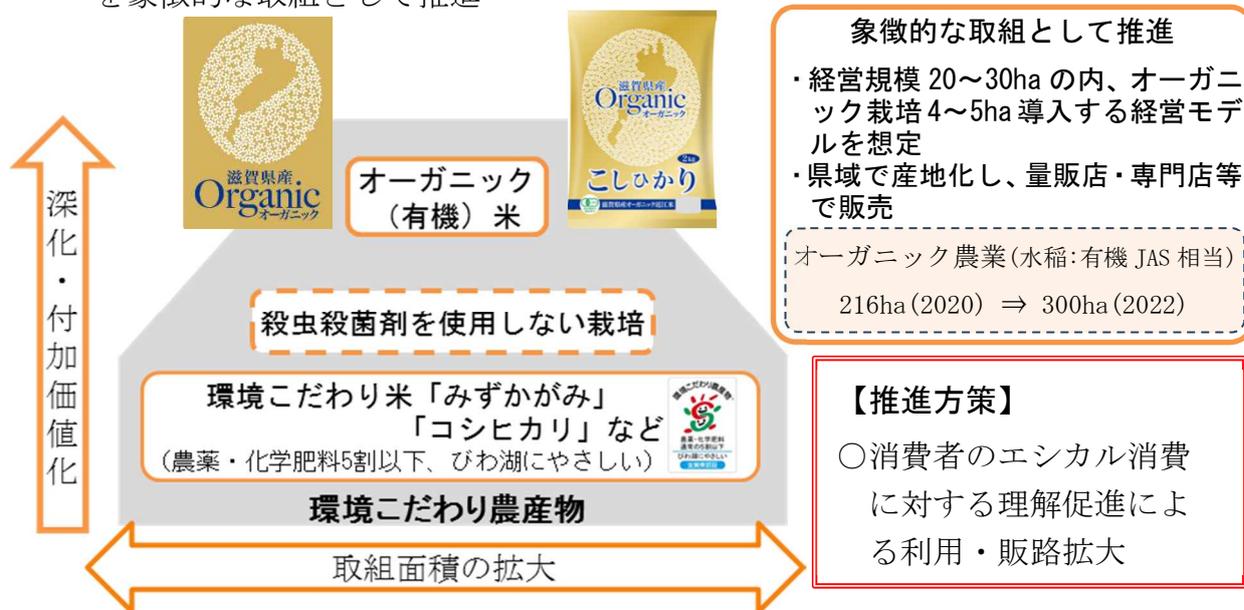
### 2. 提案・要望の理由

- 国の調査では、エシカル消費の具体的な内容を知っている消費者ほど、環境に配慮したものを買う傾向があるが、エシカル消費を認知している人が少ない結果となっている。（「エシカル消費」の認知比率 15.6%：令和元年度 農林水産省 食品産業動態調査）
- 「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月までに策定される予定）の具体的な取組として、「環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進」が掲げられている。
- 農業分野において、CO<sub>2</sub>排出削減効果の高い取組をより強力に推進するためには、環境保全型農業直接支払交付金制度に対するさらなる財政的支援が必要。
- 環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組は、全国共通取組配分後の残額の範囲内で運用することとし、予算の範囲内で都道府県が交付単価を設定することとされたが、全国の取組状況によっては地域特認取組への配分が少なくなり、設定単価を大きく下回る可能性が常にあるため、農業者の計画的な取組が困難な状況。
- 令和2年度から水質保全効果がある地域特認取組が支援対象とされたが、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」において「国民的資産」として位置づけられている琵琶湖の水質保全を図るためにも、地域特認取組の安定的な運用が必要。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 環境こだわり農業の推進について

- より安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、国民的資産と位置づけられた琵琶湖を次の世代に引き継ぐため環境こだわり農業を農政の核として推進
- 環境こだわり農産物全体のブランド力向上・消費拡大に向け、オーガニック農業を象徴的な取組として推進



### (2) 環境保全型農業直接支払交付金制度の取組状況

- ① 直接支払交付金の設定単価どおりの助成など安定した制度運営のもと、取組面積は12,978ha(R2)まで拡大し、耕地面積に対する割合は30.3%で全国一
- ② 地球温暖化防止に資する取組は12,471ha(R2)で、本県の取組面積の96%

年度	取組面積 (ha)	国費(千円)			
		必要額	交付額	充足率	不足額
H28	17,204 (うち第1取組 14,504)	369,329	322,105	87.2%	47,224
H29	17,891 (うち第1取組 14,758)	379,907	341,837	90.0%	38,070
H30	14,459 (複数取組廃止)	307,488	307,488	100%	—
R1	14,366	299,934	299,934	100%	—
R2	12,978	277,671	277,671	100%	—
R2	環境保全型直接支払 交付金に係る推進事業	37,314	25,230	67.6%	12,084

担当：農政水産部 食のブランド推進課  
環境こだわり農業係  
TEL 077-528-3895